

青労発基 0703 第 1 号

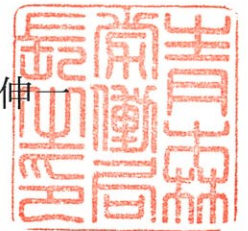
令和 8 年 7 月 3 日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森労働局長

角井 伸一



最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づく、青森県最低賃金（昭和 55 年青森労働基準局最低賃金公示第 1 号）の改正決定に関して、最低賃金法第 10 条第 1 項の規定に基づき、貴会の調査審議をお願いします。